

各会派での検討事項について

【質疑・質問】

項 目	提 案 内 容
1	定例会ごとの発言者数の上限 (発言者数の割り振り)
2	会派の所属議員数に 異動があった場合の発言者数
3	追加議案の質疑時間
4	臨時会の質疑時間
5	質疑・質問の休憩時間の設定

<p>1 人会派から 25 人会派まで別表に記載 (計算方法等は別表参照)</p>
<p>異動後の会派所属議員数に基づき、 定例会ごとの発言者数の上限の範囲内で発言できる。</p>
<p>提案理由説明ごとに、 所属議員 5 人以上の会派は60分以内 (2 人以内)、 所属議員 4 人以下の会派は30分 (1 人)</p>
<p>臨時会の付議事件を確認し、 その都度、議会運営委員会において協議する。</p>
<p>【原則】 ①質疑・質問は、120分を目安に休憩を設ける ②昼食に要する休憩は60分、午後の休憩は15分</p> <p>【例外】 6 月定例会及び12月定例会の初日は、長提出議案の提案理由説明等 (20分程度) が行われた後、質疑・質問が午前10時20分頃から開始される。このため、 ①午前の質疑・質問時間を90分 (午前11時50分頃終了) とし、午後の再開時刻を午後 1 時とする。 ②ただし、抽せん結果により午前の質疑・質問時間が120分 (午後 0 時20分頃終了) となった場合は、午後の再開時刻を午後 1 時30分とする。</p> <p>【その他】 抽せん結果により、午前11時30分からの発言者が60分の発言時間となった場合、案①～案③の中から選択 案①午前11時30分から休憩を取り、午後 1 時から再開とする。(休憩90分) 案②午前11時30分から休憩を取り、午後 0 時30分から再開とする。(休憩60分) 案③午後 0 時30分から休憩を取り、午後 1 時30分から再開とする。(休憩60分) ※各会派の意見が分かれた場合は、一番多く賛同を得た案を採用</p>